R02-33　改訂４版　新・よくわかる農地の法律手続き　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| Ⅱ　　　 16 | 農地法等で用いられる言葉の定義農地農地所有適格法人 | ・農地法43条に規定する「農作物栽培高度化施設」の用に供される土地は「農地」と同様に取り扱われる旨を追加・市町村等の認定を受けた農業経営改善計画に基づいて行われる出資は農業関係者からの出資とみなされる旨を追加・認定農業者である農地所有適格法人に常時従事する理事等は出資先の農地所有適格法人が認定を受けた農業経営改善計画に基づき、出資先の役員を年間30日以上の農業従事で兼務できる旨を追加・農地所有適格法人が要件を欠いた場合の所有者への通知について、農地法政令で定める方法により探索を行ってもなお当該所有者を確知できない場合は通知の必要がない旨を追加 |
| Ⅳ345 | 農地を転用する、又は転用するための売買・貸借農地法4条及び5条の許可の基準農地法4条及び5条の許可を受けなくても農地転用ができる場合「農作物栽培高度化施設」の設置は農地転用に該当しません | ・一般基準に「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に悪影響を与えないこと」を追加・「中間管理法に基づく農用地利用配分計画の定めるところにより行われる転用」「２ａ未満の農業用施設用地等への転用」を追加（新　規）・「農作物栽培高度化施設」の基準（農地法省令88条の３） |
| Ⅴ37 | 農地等の賃貸借の解約等農地法18条１項の規定による許可申請書合意解約等許可不要の場合の通知 | ・農地法18条1項の許可申請の添付書類を追加・合意解約等の通知書に添付する書類を追加 |
| Ⅷ１2 | 農業経営基盤強化促進法関係農地利用集積計画による利用権設定の手順所有者不明農地（相続未登記農地）の利活用のための制度 | （新　規）（項目移動）・共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例を追加・農用地利用集積計画書の各筆明細に「借賃の支払の相手方」及び「対価の支払の相手方」を追加（新　規）・共有者の２分の１を超える同意が得られない場合でも一定の手続きを経れば農地中間管理機構に利用権設定が可能である旨のフロー図（基盤強化法による場合、農地法による場合） |
| Ⅸⅰⅱⅲⅳ | 農地中間管理事業の推進に関する法律農地中間管理機構農地中間管理機構に農地を貸す場合農地中間管理機構から農地を借りる場合農地中間管理機構が農用地利用配分計画によらずに農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を行う場合（農用地利用集積計画一括方式） | （新　規）・機構の申請・指定、事業規程の制定・認可のフロー図・所有者の申出から機構への貸付けに至るフロー図・農用地利用配分計画の認可・公告に至るフロー図・令和元年改正で規定された同方式のフロー図 |
| Ⅹ15 | 市民農園関係市民農園の開設都市農地貸借円滑化法の仕組みと開設手順 | ・「都市農地貸借円滑化法によるもの」を追加（新　規）・フロー図及び同法のメリット・特定都市農地貸付け承認申請書・特定都市農地貸付承認書・（参考）特定都市農地貸付規程例 |

※）上記の他にも内容・表記の見直し、条ずれの修正等を行っています。